

# センター紹介



- 札幌弁護士会紛争解決センター
- 仙台弁護士会紛争解決支援センター
- 福島県弁護士会示談あっせんセンター
- 山形県弁護士会示談あっせんセンター
- 岩手弁護士会紛争解決センター
- 東京弁護士会紛争解決センター
- 第一東京弁護士会仲裁センター
- 第二東京弁護士会仲裁センター
- 神奈川県弁護士会紛争解決センター
- 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター
- 千葉県弁護士会紛争解決支援センター
- 栃木県弁護士会紛争解決センター
- 群馬弁護士会紛争解決センター
- 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター
- 山梨県弁護士会民事紛争解決センター
- 長野県弁護士会紛争解決センター
- 新潟県弁護士会示談あっせんセンター
- 愛知県弁護士会紛争解決センター・西三河支部紛争解決センター
- 岐阜県弁護士会示談斡旋センター
- 金沢弁護士会紛争解決センター
- 富山県弁護士会紛争解決センター
- 公益社団法人民間総合調停センター
- 京都弁護士会紛争解決センター
- 兵庫県弁護士会紛争解決センター
- 奈良弁護士会仲裁センター
- 滋賀弁護士会和解あっせんセンター
- 和歌山弁護士会紛争解決センター
- 広島弁護士会仲裁センター
- 山口県弁護士会仲裁センター
- 岡山弁護士会岡山仲裁センター
- 石見法律相談センター
- 愛媛弁護士会紛争解決センター
- 福岡県弁護士会紛争解決センター
- (天神弁護士センター・北九州法律相談センター・久留米法律相談センター)
- 熊本県弁護士会紛争解決センター
- 鹿児島県弁護士会紛争解決センター
- 沖縄弁護士会紛争解決センター



## 札幌弁護士会紛争解決センター

札幌弁護士会紛争解決センターは、当事者自身が納得できる解決を図ることが最善と考え、自律的な解決を、原則として3回以内の調停期日で、早期に実現することを目指しています。

調停人は、それぞれの経験又は専門分野を活かして、解決に努力しています。

当センターは、特色として、専門性が高い医療事件、金融取引、労働事件につき、それぞれ専門の医療ADR、金融ADR及び労働ADRを設置しています。

医療ADR及び労働ADRにおいては、一般ADRと同額の申立手数料（1万円・税別）のまま、専門性のある事件類型であることを踏まえて、医療機関側・使用者側の調停人1名と患者側・労働者側の調停人1名の調停人2名体制で事件処理を行っております。

平成30年9月の胆振東部地震発生に伴い、災害ADRを設置しました。災害ADRでは、申立手数料を無料とし、成立手数料についても、一部減免について柔軟な対応が可能です。また、申立手続の簡略化を図るべく、弁護士相談前置は維持しながらも、「申立サポート弁護士」制度を採用し、相談担当弁護士の協力の下、早期及び簡易な調停申立が可能となりました。

このように当センターでは、当該事件専門の調停人候補者の確保、調停人の人数の工夫、制度の柔軟な運用等によって、どの事件類型においても、公平中立で、かつ、早期かつ柔軟な解決が実現できるように、センターと調停人が協力しています。

申立手数料 10,000円（税別）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ  申立人・相手方  不要

その他具体的に→

成立手数料 100万円以下の場合

100万円を超え300万円以下

300万円を超え3,000万円以下

3,000万円を超え3億円以下の場合

3億円を超える場合

・・・ 8%+消費税

・・・ 5%+3万円+消費税

・・・ 3%+9万円+消費税

・・・ 2%+39万円+消費税

・・・ 1%+339万円+消費税

※原則として、上記金額を申立人と相手方で折半する。

算出のベース

紛争額

解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

当事者は、申立手数料及び成立手数料以外の特別に要する費用が発生した場合には、調停人が定める額、納付時期及び負担割合に従い、紛争解決センターに納付する(専門員の意見書作成料・遠隔地における現場調停の交通費など)。

## 仙台弁護士会紛争解決支援センター

当センターでは、裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった身の回りに起こった民事上のトラブルについて、経験を積んだ弁護士が仲裁人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で、和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士、不動産鑑定士等の専門家も協力します。審理期日は3回程度で、3ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は、まず弁護士による法律相談をお受け下さい。その後申立人プレ審理→相手方プレ審理→第1回審理期日へと進んでいきます。なお、当センターでは、Zoom等を利用して、ご自宅からあっせん手続きに出席していただくことも可能です（リモートADR制度）。

また、新型コロナウイルスに起因して発生した様々なトラブルに利用できる災害ADR制度もあります。申立ては無料です。

災害ADRでは、弁護士が申立てをサポートする制度もあります。

<p><b>申立手数料</b> 22,000円（税込） 但し、申立人の経済的事情によっては、猶予・減額・免除の規定あり。また、申立人プレ審理後審理不開始の場合は全額、相手方不応諾・期日開始前に申立取下げの場合は半額を返還する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ これ以外に期日手数料は不要</p>	<p><b>期日手数料</b> 相手方のみ相手方手数料として第1回審理期日に11,000円（税込）納付。猶予等については申立手数料と同じ。</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 相手方のみ相手方手数料として第1回審理期日に11,000円納付。猶予等については申立手数料と同じ。</p>
<p><b>成立手数料</b> 100万円までの場合 100万円を超え300万円までの場合 300万円を超え3,000万円までの場合 3,000万円を超える場合</p> <p><b>算出のベース</b> <input checked="" type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額</p> <p>その他具体的に→</p>	<p>・・・ 8%×1.1 ・・・ (5%+30,000円)×1.1 ・・・ (1%+150,000円)×1.1 ・・・ (0.5%+300,000円)×1.1</p> <p>事件の難易度や当事者の経済的事情等、仲裁人の意見を聞いて増減または免除できる規定あり。原則当事者で折半。</p>
<p><b>その他必要な費用</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続に要した速記、通訳、鑑定、翻訳等の実費</li> <li>・ 出張時の旅費および日当</li> </ul>

## 福島県弁護士会示談あっせんセンター

ADRは紛争解決の新幹線です。経験豊かな弁護士があっせん員となって速やかな紛争解決に努めています。

### 1 センターの特色

全ての事件につき、法律家としての経験年数が5年以上の弁護士が関与し（事件によっては、各分野ごとに建築士等の専門委員も関与）、当事者の話をよく伺った上で、これまでの経験を活かし、紛争の迅速（裁判所の調停と較べて期日が早く入ること、原則として、3回以内の期日での解決することを目指します）、公正、妥当、柔軟な解決を図ります。

### 2 適する事件

原則として、受付にあたっては事件の種類による制限は設けていません。一般的には、不動産関係紛争、建築関係紛争、契約上のトラブル、交通事故、医療事故、近隣紛争、男女関係紛争（離婚、養育費等含む）、職場内での紛争での利用が多いと見込まれています。

### 3 事件の申立

訴訟と比較すれば、簡易かつ安価であり、申立書の記載例も準備しております。足りない部分については、後から訂正できます。

申立手数料 20,000円＋消費税

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料

申立人のみ  申立人・相手方  不要

その他具体的に→

成立手数料	金100万円以下の場合	・・・ 8%
	金100万円を超え金200万円以下の場合	・・・ 5%＋3万円
	金200万円を超え金500万円以下の場合	・・・ 3%＋7万円
	金500万円を超え金5000万円以下の場合	・・・ 2%＋12万円
	(いずれも消費税は別途)	

算出のベース  紛争額  解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

## 山形県弁護士会示談あっせんセンター

民事上のトラブルについて、弁護士が当事者双方の間に入って、話し合いによる解決のためのサポートを行います。方法としましては、担当弁護士が、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、法的観点からのアドバイスを行い、示談成立による解決を目指します。示談が成立した場合には、成立手数料と引き換えに示談書の作成を行います。

原則として、期日3回での解決を目指します。利用をご希望の場合は、示談あっせん申立書を提出してください。記載方法、書式につきましては、弁護士会窓口でご説明いたします。

訴訟や調停とは違い、担当弁護士が、形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指し、示談のあっせんを行います。

申立手数料

申立人のみ

その他具体的に→ 申立人（申立手数料）：  
20,000円  
相手方（応諾手数料）：  
10,000円

期日手数料

申立人のみ  申立人・相手方  不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下	・・・ 8%
	100万円～200万円	・・・ 5%＋30,000円
	200万円～500万円	・・・ 3%＋70,000円
	500万円～5,000万円	・・・ 2%＋120,000円

※原則として、当事者双方で半額ずつ負担

算出のベース  紛争額  解決額

その他具体的に→

その他必要な費用



## 東京弁護士会紛争解決センター

東京弁護士会紛争解決センターは、平成6年7月に開設されました。当センターへの申立には、あっせん申立て（あっせん人による和解のあっせんを求める手続）及び仲裁申立て（仲裁合意がある場合に仲裁判断を求める手続）の二種類がありますが、いずれも、管轄の定めはなく、裁判に比べれば書式、添付書類等の要件も緩やかで、当事者本人においても簡単に申し立てることができます。また、事案の内容や当事者の都合にもよりますが、平均2ヶ月弱の期間に、2～3回の期日の開催による短期間で、和解あっせんが可能です。当センターのあっせん人及び仲裁人には経験豊富な弁護士のほか、専門家が就任し、事案の内容に応じて専門家の知識を利用した適正かつ迅速な解決が可能です。さらに、学校問題ADRを平成30年1月から開始しました。また、令和元年台風対応の災害時ADRも設置しました。当事者双方の希望があれば、オンライン（ZOOM）による期日開催もできます。

<p>申立手数料 11,000円</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、相談料相当額（5,500円を上限とする。）を減額  <input type="checkbox"/> 金融ADRは、協定締結先が負担         </p>	<p>期日手数料 5,500円</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→</p> <p style="margin-left: 20px;">金融ADRは、協定締結先が負担</p>														
<p>成立手数料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">300万円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 8%</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え1,500万円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 3%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円を超え3,000万円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 2%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 1%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円を超え1億円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 0.7%</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 0.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 0.3%</td> </tr> </table>	300万円以下の部分	・・・ 8%	300万円を超え1,500万円以下の部分	・・・ 3%	1,500万円を超え3,000万円以下の部分	・・・ 2%	3,000万円を超え5,000万円以下の部分	・・・ 1%	5,000万円を超え1億円以下の部分	・・・ 0.7%	1億円を超え10億円以下の部分	・・・ 0.5%	10億円を超える部分	・・・ 0.3%	
300万円以下の部分	・・・ 8%														
300万円を超え1,500万円以下の部分	・・・ 3%														
1,500万円を超え3,000万円以下の部分	・・・ 2%														
3,000万円を超え5,000万円以下の部分	・・・ 1%														
5,000万円を超え1億円以下の部分	・・・ 0.7%														
1億円を超え10億円以下の部分	・・・ 0.5%														
10億円を超える部分	・・・ 0.3%														
<p>算出のベース</p> <p><input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→</p> <p style="margin-left: 20px;">学校ADRのみ、下記のとおり。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">125万円未満・算定困難事案</td> <td style="text-align: right;">・・・ 11万円</td> </tr> <tr> <td>125万円以上300万円まで</td> <td style="text-align: right;">・・・ 解決額×8.8%</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え1,500万円まで</td> <td style="text-align: right;">・・・ 26.4万円+（解決額-300万円）×3.3%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円を超え3,000万円まで</td> <td style="text-align: right;">・・・ 66万円+（解決額-1,500万円）×2.2%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円まで</td> <td style="text-align: right;">・・・ 99万円+（解決額-3,000万円）×1.1%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円を超え1億円まで</td> <td style="text-align: right;">・・・ 121万円+（解決額-5,000万円）×0.77%</td> </tr> </table>	125万円未満・算定困難事案	・・・ 11万円	125万円以上300万円まで	・・・ 解決額×8.8%	300万円を超え1,500万円まで	・・・ 26.4万円+（解決額-300万円）×3.3%	1,500万円を超え3,000万円まで	・・・ 66万円+（解決額-1,500万円）×2.2%	3,000万円を超え5,000万円まで	・・・ 99万円+（解決額-3,000万円）×1.1%	5,000万円を超え1億円まで	・・・ 121万円+（解決額-5,000万円）×0.77%			
125万円未満・算定困難事案	・・・ 11万円														
125万円以上300万円まで	・・・ 解決額×8.8%														
300万円を超え1,500万円まで	・・・ 26.4万円+（解決額-300万円）×3.3%														
1,500万円を超え3,000万円まで	・・・ 66万円+（解決額-1,500万円）×2.2%														
3,000万円を超え5,000万円まで	・・・ 99万円+（解決額-3,000万円）×1.1%														
5,000万円を超え1億円まで	・・・ 121万円+（解決額-5,000万円）×0.77%														
<p>その他必要な費用</p>															



## 第一東京弁護士会仲裁センター

紛争事件を適切に解決できるかどうかは、仲裁人に誰を選ぶかによって大きく変わってきます。第一東京弁護士会仲裁センターでは、仲裁人候補者として、様々な分野で経験豊かな弁護士(原則として10年以上の経験)や学識経験者等を名簿掲載しております。そして、この仲裁センターは、日常生活で起こりうる身近な紛争だけでなく、特に秘密としたい事件、知的財産、建築や労災、金融や医療や国際家事といった専門的な知見が要求される紛争などについて、適正・迅速・低額に解決することを目指して運営されています。そのため、当センターでは当事者の希望を踏まえて仲裁人を選任することとしており、仲裁人候補者のプロフィールを第一東京弁護士会ホームページ (<http://www.ichiben.or.jp/>) 上で公開しています。また、そのホームページからは、書式や規則等もダウンロードできるよう整備しており、透明性の高い仲裁センターであるための情報開示を心掛け、利用者が当会仲裁センターを利用しやすくなるよう常に努力をしています。

なお、当センターでは、令和2年6月10日から、新型コロナウイルスに起因するトラブルに関して、Zoom等のWEB会議システムを利用したオンライン手続きによる災害時ADR(以下、「オンライン災害時ADR」)を開始しました。オンライン災害時ADRは、従来のADRの特色に加えて、①弁護士会館に来所しなくても相手方と話し合いができる、②申立手数料・期日手数料が無料、③成立手数料が一般のADRの半額、④申立手続きが簡略化されている、⑤成立手数料が一般のADRの半額、⑥申立書の書き方などを弁護士がサポートする制度(無料)がある、などより一層利用者の利便性を図った特色を有しております。制度開始後、相手方が手続きに承諾したオンライン災害時ADRについては、非常に高い和解成立率となっています。

<p>申立手数料 11,000円(税込)</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→</p> <p style="margin-left: 20px;">・第一東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、5,500円(税込)</p> <p style="margin-left: 20px;">・金融ADRは、協定締結先が負担</p>	<p>期日手数料 5,500円(税込)</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p> <p style="margin-left: 20px;">金融ADRは、協定締結先が負担</p>														
<p>成立手数料</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">金300万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 8.8%</td> </tr> <tr> <td>金300万円を超え1,500万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 3.3%</td> </tr> <tr> <td>金1,500万円を超え3,000万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 2.2%</td> </tr> <tr> <td>金3,000万円を超え5,000万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 1.1%</td> </tr> <tr> <td>金5,000万円を超え1億円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 0.77%</td> </tr> <tr> <td>金1億円を超え10億円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 0.55%</td> </tr> <tr> <td>金10億円を超える部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 0.33%</td> </tr> </table>		金300万円までの部分	・・・ 8.8%	金300万円を超え1,500万円までの部分	・・・ 3.3%	金1,500万円を超え3,000万円までの部分	・・・ 2.2%	金3,000万円を超え5,000万円までの部分	・・・ 1.1%	金5,000万円を超え1億円までの部分	・・・ 0.77%	金1億円を超え10億円までの部分	・・・ 0.55%	金10億円を超える部分	・・・ 0.33%
金300万円までの部分	・・・ 8.8%														
金300万円を超え1,500万円までの部分	・・・ 3.3%														
金1,500万円を超え3,000万円までの部分	・・・ 2.2%														
金3,000万円を超え5,000万円までの部分	・・・ 1.1%														
金5,000万円を超え1億円までの部分	・・・ 0.77%														
金1億円を超え10億円までの部分	・・・ 0.55%														
金10億円を超える部分	・・・ 0.33%														
<p>算出のベース <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>															
<p>その他必要な費用 鑑定費用, 証人日当, 現場検証のための仲裁人旅費日当およびその他の諸費用</p>															

## 第二東京弁護士会仲裁センター

第二東京弁護士会仲裁センターは、1990年3月、弁護士会が運営する紛争解決機関としては最初に立ち上げられた民間ADR団体であり、2020年3月に設立30周年を迎えました。それまで揉め事の解決といえば裁判所の訴訟や調停でしたが、当センターは民間ADR団体の魁（さきがけ）として紛争解決に大きな役割を果たしてきました。

2007年9月に「医療ADR」、2010年10月に「金融ADR」、2014年4月に「国際家事ADR」、2020年4月「子ども学校ADR」をそれぞれ新設し、医療紛争、金融商品取引紛争、国際的な家事紛争・学校内でのトラブルの実態を良く知る弁護士を仲裁人・あっせん人候補者に加えることで、充実した仲裁・和解あっせんを行えるようにしました。また、2010年3月には、当会多摩支部（弁護士会多摩支部会館・立川市）にて、多摩地区におけるADRのニーズにも対応できる体制を整えました（ただし、申立ては霞ヶ関で行っていただく必要があります。）。さらに、2020年11月からは、厚生労働省からの委託を受けて、厚生労働省のほか、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁と連携して「フリーランス・トラブル110番」の運営を開始し、この事業の中で、フリーランスの方のトラブルの解決のために仲裁センターの和解あっせん手続が活用されています。

また、新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言等を受け、期日開催において原則としてウェブ会議を利用するなど、より利用しやすい手続への対応も進めています。

管轄を問わない（どこに住んでいる人でも利用できる）、事件を選ばない（どのような事件でも扱える）、気軽に現地に出かける、一級建築士、カウンセラー、土地家屋調査士などの専門家を活用できるなど、民間だからこそできる機動的・柔軟な手続運営と納得のできる解決が特色です。（<https://niben.jp/chusai/>）もご覧ください。

<p>申立手数料 11,000円（税込）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→</p> <p style="margin-left: 20px;">①第二東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、5,500円（税込）</p> <p style="margin-left: 20px;">②少額紛争事件（紛争価額が30万円以下）の場合、3,300円（税込）</p>	<p>期日手数料 5,500円（税込）</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>														
<p>成立手数料</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">300万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 8.8%</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え1,500万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 3.3%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円を超え3,000万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 2.2%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 1.1%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円を超え1億円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 0.77%</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円までの部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 0.55%</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える部分</td> <td style="text-align: right;">・・・ 0.33%</td> </tr> </table> <p>算出のベース <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>		300万円までの部分	・・・ 8.8%	300万円を超え1,500万円までの部分	・・・ 3.3%	1,500万円を超え3,000万円までの部分	・・・ 2.2%	3,000万円を超え5,000万円までの部分	・・・ 1.1%	5,000万円を超え1億円までの部分	・・・ 0.77%	1億円を超え10億円までの部分	・・・ 0.55%	10億円を超える部分	・・・ 0.33%
300万円までの部分	・・・ 8.8%														
300万円を超え1,500万円までの部分	・・・ 3.3%														
1,500万円を超え3,000万円までの部分	・・・ 2.2%														
3,000万円を超え5,000万円までの部分	・・・ 1.1%														
5,000万円を超え1億円までの部分	・・・ 0.77%														
1億円を超え10億円までの部分	・・・ 0.55%														
10億円を超える部分	・・・ 0.33%														
<p>その他必要な費用</p> <p>遠隔地に出張して期日開催の場合</p> <p>○出張手当：期日開催場所までの距離と拘束時間により、</p> <p style="margin-left: 40px;">あっせん人等…5万5千円～9万9千円</p> <p style="margin-left: 40px;">補助者等…2万7500円～4万9500円</p> <p style="margin-left: 40px;">（いずれも税込）</p> <p>○交通費・宿泊費：実費</p>															



## 神奈川県弁護士会紛争解決センター

当センターは、平成7年3月に開設され、簡易・迅速・公平をモットーに損害賠償、建築紛争、近隣紛争、交通事故、相続、離婚等民事紛争全般の解決を取り扱っています。あっせん人・仲裁人は、法曹経験豊かな当会の弁護士が担当します。事案によっては建築士等他の分野の専門家が加わることがあります。当センターは、平成20年3月、ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づく法務大臣の認証を取得しました。これにより、和解あっせん手続において、時効中断効や調停前置の特則等が認められ、市民の方にとってより利用し易くなりました。パンフレット、申立書の書式等は当会に備え置きしてあるほか、当会のホームページ（<http://www.kanaben.or.jp/>）からもダウンロードできます。お問い合わせは、電話045-211-7716まで。

<p>申立手数料 11,000円（税込）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→</p> <p style="font-size: small;">神奈川県弁護士会総合法律相談センターの有料法律相談を受け、法律相談料を納付した方が申立てをする場合は、5,500円（税込）。</p>	<p>期日手数料 5,500円（税込）</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>								
<p>成立手数料</p> <table style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 50%;">100万円以下の場合</td> <td style="width: 50%;">・・・ 8%×1.1（但し、最低55,000）</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え300万円以下の場合</td> <td>・・・（5%+3万円）×1.1</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え3,000万円以下の場合</td> <td>・・・（3%+9万円）×1.1</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超える場合</td> <td>・・・（1%+69万円）×1.1</td> </tr> </table> <p>※税込</p>	100万円以下の場合	・・・ 8%×1.1（但し、最低55,000）	100万円を超え300万円以下の場合	・・・（5%+3万円）×1.1	300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・（3%+9万円）×1.1	3,000万円を超える場合	・・・（1%+69万円）×1.1	<p>算出のベース</p> <p><input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>
100万円以下の場合	・・・ 8%×1.1（但し、最低55,000）								
100万円を超え300万円以下の場合	・・・（5%+3万円）×1.1								
300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・（3%+9万円）×1.1								
3,000万円を超える場合	・・・（1%+69万円）×1.1								
<p>その他必要な費用 鑑定費用、測量費用、現地調査の旅費、その他の費用</p>									

## 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター

当センターは、平成7年10月に開設されました。利用できる事件の種類に制限はありませんが、ご近所トラブルなど裁判にまではしたくないという場合や、男女問題・企業と顧客間のクレーム案件など秘密を守って解決したい場合、弁護士に依頼すると当事者の持ち出しとなってしまう少額案件などにとって、特に使い勝手の良い紛争解決手段です。経験豊富な弁護士が間に入り、時間をかけて双方の言い分を聞いたうえで、公正に判断し、話し合いによる迅速で円満な解決を図ります。申立は所定の用紙に必要事項を書き入れるだけです。代理人を付けなくても簡単にできますし、申立手数料は無料です。是非、当センターの示談あっせん・仲裁手続きをご活用下さい。

<p>申立手数料 無料</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>	<p>期日手数料 5,500円</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>
<p>成立手数料 経済的利益の額を基に算出。</p>	
<p>算出のベース</p> <p><input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>	
<p>その他必要な費用 当事者（申立人及び相手方）がそれぞれ1名の場合3,000円（税別）、当事者（申立人又は相手方が1名増すごとに2,000円（税別）の郵券代を申立時に申立人から徴収。</p>	

## 千葉県弁護士会紛争解決支援センター

千葉県弁護士会紛争解決支援センターは、令和元年10月1日に開設されました。裁判外紛争解決手続（ADR）は、当事者の、当事者による、当事者のための紛争解決制度であり、我々はその支援をさせていただきたい、その想いを込めて、紛争解決「支援」センターと名付けました。他会と同様、法的紛争に限らずあらゆる紛争を対象とし、弁護士があっせん人（話し合いの進行・調整役）及び補助者（事務的な補助を行う者）となり、原則3回、3ヶ月以内の解決を目指し、運用しております。

当センターの特徴としては、以下の点が挙げられます。

### 1. 専門ADR

医療事件や建築事件等の専門性の高い事案に対応するため、医師、歯科医師、建築士に「専門委員」として手続に参加していただき、その知見を紛争解決に役立てる制度を用意しました。

特に、医療事件については、千葉県で従前より医療ADRを手がけてきた「特定非営利活動法人医事紛争研究会 医療紛争相談センター」で活躍されていた医師及び歯科医師に引き続き当センターの専門委員に登録していただき、センター発足当初から充実した体制で運営することが出来ました。

### 2. 災害ADR

千葉県では令和元年台風15号、19号等の大災害が発生しており、これにより生じた紛争の解決支援のため、災害ADRを立ち上げました。

被災された方にとってご利用いただきやすいように、申立手数料、期日手数料、日当及び実費を無料とし、成立手数料も最大50%減額できるような制度設計しました。

また、ADRの申立てをサポートする弁護士が電話で当事者から申立て内容を聴取し、当事者に変わり申立書の作成を行う仕組みも作りました。

当センター開設から令和3年3月までの1年半余りの間に、一般ADR（医療ADR含む）55件、災害ADR58件の計113件の申立てがあり、迅速・柔軟な審理による紛争解決に対する市民のニーズの高さを実感しているところです。令和2年10月にはリモートADRマニュアルを作成し、ウィズ/アフターコロナを見据えた運用体制を整備しました。

今後も市民の皆様にとって、より利用しやすく、より満足度の高い解決支援が出来るよう努めて参ります。

<p><b>申立手数料</b> 11,000円 医事紛争（医業（歯科医業を含む。）の場合は22,000円 医療機関側が申立の場合は44,000円</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>その他具体的に→ 特別の事情による、納付猶予、又は減額若しくは免除あり。</p>	<p><b>期日手数料</b> 期日開催毎に、各自5,500円 医事紛争の場合は期日開催毎に各自11,000円</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>その他具体的に→ 一方当事者のみの出席のもとに期日を開催したときは、出席した当事者のみ5,500円。他方当事者が同意したときは、他方当事者分も納付することができる。特別の事情による納付猶予、又は減額若しくは免除あり。</p>																						
<p><b>成立手数料</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①100万円までの場合</td> <td style="width: 50%;">・・・ 8.8%(最低額22,000円)</td> </tr> <tr> <td>②100万円を超え300万円以下の場合</td> <td>・・・ 5.5%+33,000円</td> </tr> <tr> <td>③300万円を超え3000万円以下の場合</td> <td>・・・ 1.1%+165,000円</td> </tr> <tr> <td>④3000万円を超える場合</td> <td>・・・ 0.55%+33万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜医事紛争の場合＞</td> </tr> <tr> <td>①300万円までの場合</td> <td>・・・ 8.8%（最低額11万円）</td> </tr> <tr> <td>②300万円を超え1500万円以下の場合</td> <td>・・・ 264,000円+（紛争の価額-300万円）×3.3%</td> </tr> <tr> <td>③1500万円を超え3000万円以下の場合</td> <td>・・・ 66万円+（紛争の価額-1500万円）×2.2%</td> </tr> <tr> <td>④3000万円を超え5000万円以下の場合</td> <td>・・・ 99万円+（紛争の価額-3000万円）×1.1%</td> </tr> <tr> <td>⑤5000万円を超え1億円以下の場合</td> <td>・・・ 121万円+（紛争の価額-5000万円）×0.77%</td> </tr> <tr> <td>⑥1億円を超える場合</td> <td>・・・ 1,595,000円+（紛争の価額-1億円）×0.55%</td> </tr> </table> <p><b>算出のベース</b> <input checked="" type="checkbox"/> 紛争額 <input type="checkbox"/> 解決額 <input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>		①100万円までの場合	・・・ 8.8%(最低額22,000円)	②100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5.5%+33,000円	③300万円を超え3000万円以下の場合	・・・ 1.1%+165,000円	④3000万円を超える場合	・・・ 0.55%+33万円	＜医事紛争の場合＞		①300万円までの場合	・・・ 8.8%（最低額11万円）	②300万円を超え1500万円以下の場合	・・・ 264,000円+（紛争の価額-300万円）×3.3%	③1500万円を超え3000万円以下の場合	・・・ 66万円+（紛争の価額-1500万円）×2.2%	④3000万円を超え5000万円以下の場合	・・・ 99万円+（紛争の価額-3000万円）×1.1%	⑤5000万円を超え1億円以下の場合	・・・ 121万円+（紛争の価額-5000万円）×0.77%	⑥1億円を超える場合	・・・ 1,595,000円+（紛争の価額-1億円）×0.55%
①100万円までの場合	・・・ 8.8%(最低額22,000円)																						
②100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5.5%+33,000円																						
③300万円を超え3000万円以下の場合	・・・ 1.1%+165,000円																						
④3000万円を超える場合	・・・ 0.55%+33万円																						
＜医事紛争の場合＞																							
①300万円までの場合	・・・ 8.8%（最低額11万円）																						
②300万円を超え1500万円以下の場合	・・・ 264,000円+（紛争の価額-300万円）×3.3%																						
③1500万円を超え3000万円以下の場合	・・・ 66万円+（紛争の価額-1500万円）×2.2%																						
④3000万円を超え5000万円以下の場合	・・・ 99万円+（紛争の価額-3000万円）×1.1%																						
⑤5000万円を超え1億円以下の場合	・・・ 121万円+（紛争の価額-5000万円）×0.77%																						
⑥1億円を超える場合	・・・ 1,595,000円+（紛争の価額-1億円）×0.55%																						
<p><b>その他必要な費用</b> 審理に要する鑑定費用、証人日当、出張の際のあっせん人等、専門委員、和解あっせん人補助者及び仲裁人補助者の旅費日当、通訳人費用その他の諸費用については、あっせん人等が申立人及び相手方の負担割合及び負担額を定め、申立人及び相手方が負担。</p>																							



## 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

平成19年3月より、紛争に悩む市民の方への新たな法的サービスとして静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターを開設いたしました。「裁判よりも手軽でスピーディー、調停よりも専門的」をモットーとして、紛争の早期かつ妥当な解決を目指しております。静岡、沼津、浜松の弁護士会各支部であっせん・仲裁をおこなっており、地域の実情に照らした適切な紛争処理が実現できるように配慮しております。広報活動も市町の相談窓口へのパンフレット送付、静岡県弁護士会のホームページでのPR等を行っており、今後とも県民の皆様方に幅広く利用して頂けるよう努力して参ります。

申立手数料 11,000円(消費税込) <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→	期日手数料 <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→																		
成立手数料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">100万円以下の場合</td> <td style="width: 10%;">・・・</td> <td style="width: 50%;">8%+消費税</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え200万円</td> <td>・・・</td> <td>(5%+3万円)+消費税</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え500万円未満</td> <td>・・・</td> <td>(3%+7万円)+消費税</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え5,000万円未満</td> <td>・・・</td> <td>(2%+12万円)+消費税</td> </tr> <tr> <td>5,000万円を超え1億円未満</td> <td>・・・</td> <td>(1%+62万円)+消費税</td> </tr> <tr> <td>1億円を超える場合</td> <td>・・・</td> <td>(0.5%+112万円)+消費税</td> </tr> </table>		100万円以下の場合	・・・	8%+消費税	100万円を超え200万円	・・・	(5%+3万円)+消費税	200万円を超え500万円未満	・・・	(3%+7万円)+消費税	500万円を超え5,000万円未満	・・・	(2%+12万円)+消費税	5,000万円を超え1億円未満	・・・	(1%+62万円)+消費税	1億円を超える場合	・・・	(0.5%+112万円)+消費税
100万円以下の場合	・・・	8%+消費税																	
100万円を超え200万円	・・・	(5%+3万円)+消費税																	
200万円を超え500万円未満	・・・	(3%+7万円)+消費税																	
500万円を超え5,000万円未満	・・・	(2%+12万円)+消費税																	
5,000万円を超え1億円未満	・・・	(1%+62万円)+消費税																	
1億円を超える場合	・・・	(0.5%+112万円)+消費税																	
算出のベース <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"><input type="checkbox"/> 紛争額</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%;"><input checked="" type="checkbox"/> 解決額</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他具体的に→</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 紛争額		<input checked="" type="checkbox"/> 解決額	<input type="checkbox"/> その他具体的に→														
<input type="checkbox"/> 紛争額		<input checked="" type="checkbox"/> 解決額																	
<input type="checkbox"/> その他具体的に→																			
その他必要な費用																			

## 山梨県弁護士会民事紛争解決センター

平成14年6月に設立して以来、約20件の和解あっせん事件を取り扱っており、半数以上が解決しています。和解あっせん申立を経験された方には、専門家が解決にあっており、多額の費用を要することなく早期に的確な解決が図れると好評です。現時点では申立件数が多くありませんので、いつでも受付を受理し、すぐに審理を開始することが可能です。多くの方の利用をお待ちしています。

申立手数料 11,000円(消費税込) <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→	期日手数料 <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→															
成立手数料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">100万円以下の部分</td> <td style="width: 10%;">・・・</td> <td style="width: 50%;">8%</td> </tr> <tr> <td>～300万円以下の部分</td> <td>・・・</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>～3,000万円以下の部分</td> <td>・・・</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>～1億円以下の部分</td> <td>・・・</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>1億円を超える部分</td> <td>・・・</td> <td>0.5%</td> </tr> </table>		100万円以下の部分	・・・	8%	～300万円以下の部分	・・・	5%	～3,000万円以下の部分	・・・	3%	～1億円以下の部分	・・・	1%	1億円を超える部分	・・・	0.5%
100万円以下の部分	・・・	8%														
～300万円以下の部分	・・・	5%														
～3,000万円以下の部分	・・・	3%														
～1億円以下の部分	・・・	1%														
1億円を超える部分	・・・	0.5%														
算出のベース <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"><input type="checkbox"/> 紛争額</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%;"><input checked="" type="checkbox"/> 解決額</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他具体的に→</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 紛争額		<input checked="" type="checkbox"/> 解決額	<input type="checkbox"/> その他具体的に→											
<input type="checkbox"/> 紛争額		<input checked="" type="checkbox"/> 解決額														
<input type="checkbox"/> その他具体的に→																
その他必要な費用																

## 長野県弁護士会紛争解決センター

長野県弁護士会紛争解決センターは、平成29年7月から運営を開始しました。  
当センターでは、当会所属の弁護士が仲裁人となり、公正中立な立場で当事者双方から言い分を聞き、話し合いによって紛争を解決することを目指します。

取り扱う事案は、広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象にしています。不法行為に対する損害賠償請求、親族間紛争、建築に関するトラブル、境界や騒音など相隣関係トラブル、不動産に関するトラブル等々、様々な事案に幅広くご利用できます。

和解あっせん・仲裁に要する手数料は、原則として申立手数料1万1000円（消費税込）と成立手数料のみです。期日手数料はいただいておりません。

申立てには弁護士からの紹介状が必要となりますので、まずは長野県弁護士会（026-232-2104）にご連絡いただくか、長野県弁護士会所属の弁護士にご相談ください。

申立手数料     11,000円（消費税込） ※災害ADRは無料  <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→	期日手数料  <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→
成立手数料     100万円以下の場合 100万円を超え300万円以下の場合 300万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超える場合 災害ADRは上記基準の半額 いずれも消費税込み	・・・・ 8.8%（最低額は2.2万円） ・・・・ 5.5%+3.3万円 ・・・・ 1.1%+16.5万円 ・・・・ 0.55%+33万円
算出のベース <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額 <input type="checkbox"/> その他具体的に→	
その他必要な費用     遠距離交通費、専門委員意見書作成費用（医師10万円、その他3万円）	

## 新潟県弁護士会示談あっせんセンター

新潟県弁護士会では、民事上の紛争について、裁判を使わず当事者双方の話し合いによる解決をサポートするため示談斡旋センターを設置しています。

ご近所問題や親族関係・契約トラブルなどの法律問題について、豊富な経験を持つ弁護士があっせん員となり、申立人と相手方の話をよく聞きいたうえて、公正・中立な立場で法的観点から適切なアドバイスを行い、紛争の早期解決を目指します。

申立ご希望の方には、申立されようとする案件が示談あっせんに適するものかどうかを、まず、弁護士に面談で相談していただくことをおすすめしています。

法律相談のご予約、示談あっせんのお問い合わせは、新潟県弁護士会（☎025-222-5533）までお電話ください。

申立手数料     12,000円(税別) <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ  <input type="checkbox"/> その他具体的に→	期日手数料  <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要  <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">原則不要。但し、金融ADRについては金融機関において1期日25,000円（税別）の期日手数料がかかります。</p>
成立手数料  算出のベース <input checked="" type="checkbox"/> 紛争額 <input type="checkbox"/> 解決額 <input type="checkbox"/> その他具体的に→	
その他必要な費用	



## 愛知県弁護士会紛争解決センター & 愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き、話し合いによる解決を目指します。民事上の紛争であれば、原則として事件の金額・種類は問いません。

平成9年4月の設置から20年余りを経ており、この間、平成20年6月にはADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。令和2年度中に受理した事件は166件（西三河支部・一宮支部開催含む）です。また、令和2年度中に和解が成立した事件は70件であり、受理事件の3～4割は和解で解決しています。

専門性の高い案件への対応にも力を入れており、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、カウンセラー、社会福祉士、IT関係等の専門家あっせん・仲裁人候補者が44名います。また、医療を巡る紛争事件の数が多くとも特徴であり、医療の専門知識が必要となる案件については、医師・歯科医師に専門委員として関与してもらって手続を進めています。平成25年度以降は、医療ADRの充実を図るため専門委員の増員を行ってきており、現在では、医師49名・歯科医師7名、計56名（29診療科）まで拡充しました。

このほか、金融ADR、国際家事ADR（ハーグ条約案件）への対応にも取り組んでいます。

申立手数料 11,000円（消費税込）

申立人のみ

その他具体的に→ 特別な事情がある場合は申立手数料を減免することができる。

期日手数料

申立人のみ  申立人・相手方  不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の場合	・・・ 6.4%
	100万円を超え200万円以下の場合	・・・ 4.0%に24,000円を加えた額
	200万円を超え500万円以下の場合	・・・ 2.4%に56,000円を加えた額
	500万円を超え5,000万円以下の場合	・・・ 1.6%に96,000円を加えた額
	5,000万円を超え1億円までの場合	・・・ 0.8%に496,000円を加えた額
	1億円を超える場合	・・・ 0.4%に896,000円を加えた額

※算出した額から1,000円未満を切り捨て1.1を乗じる

算出のベース

紛争額  解決額

その他具体的に→

申立人と相手方で按分して支払うが、その負担割合は、あっせん・仲裁人が決定する。また、特別の事情があるときは減額又は免除されることもある。

その他必要な費用

## 岐阜県弁護士会示談斡旋センター

民事上のトラブルについて、弁護士が当事者双方の間に入って、解決のためのサポートを行います。訴訟や調停とは違い、担当弁護士が、形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指します。

申立手数料 10,000円（別途消費税）

申立人のみ

その他具体的に→

期日手数料 双方から5,000円（税別）（第1回期日は無料）

申立人のみ  申立人・相手方  不要

その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の場合	・・・ 8%+消費税
	100万円を超え200万円以下の場合	・・・ 5%+3万円+消費税
	200万円を超え500万円以下の場合	・・・ 3%+7万円+消費税
	500万円を超え5,000万円以下の場合	・・・ 2%+12万円+消費税
	5,000万円を超え1億円以下の場合	・・・ 1%+62万円+消費税
	1億円を超える場合	・・・ 0.5%+112万円+消費税

算出のベース

紛争額  解決額

その他具体的に→

その他必要な費用

・現場検証等のために必要とされる旅費交通費等の実費  
 ・郵送費→相手方の数×1,000円を申立時予納  
 ※不足分は追納、残額は返還（返還にかかる費用は申立人負担）



## 金沢弁護士会紛争解決センター

金沢弁護士会紛争解決センターでは、外部専門家との連携や実務経験豊富なあっせん人による納得性の高い紛争解決を目指しています。

また、当センター運営委員会は比較的若い会員により構成され、あっせん人補助者として個々のあっせん手続に関わることによってあっせん人の質の伝承・維持に努めるとともに、今後、ウェブ会議システムを利用したあっせん手続を実施し、さらなる利便性の向上を図る予定です。加えて、近時の災害の大規模化・多発化に鑑み、令和2年、災害ADR規則を制定し、災害復興支援ワーキンググループとの連携を強化し、被災者の法的支援にも制度的に対応できる体制を構築しています。

<b>申立手数料</b> 10,000円（税別） <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→	<b>期日手数料</b> <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→
<b>成立手数料</b> 100万円以下の場合 100万円を超え200万円以下の場合 200万円を超え500万円以下の場合 500万円を超え5000万円以下の場合 5000万円を超え1億円以下の場合 1億円を超える場合	・・・・ 8%+消費税 ・・・・ 5%+3万円+消費税 ・・・・ 3%+7万円+消費税 ・・・・ 2%+12万円+消費税 ・・・・ 1%+62万円+消費税 ・・・・ 0.5%+112万円額+消費税
<b>算出のベース</b> <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額 <input type="checkbox"/> その他具体的に→	
<b>その他必要な費用</b> 通訳料、鑑定・出張料	

## 富山県弁護士会紛争解決センター

当センターは、経験豊富な弁護士があっせん人となり、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、話し合いにより紛争を解決することを目指し、平成20年4月1日から業務を開始しております。

金銭トラブル、借地借家、交通事故、家族間の紛争、消費者被害、医療事故、犯罪被害弁償、賃金不払いなど、身の回りに起こった民事上のトラブルについて、裁判や調停はしたくない、話し合いで解決したいときに利用してください。

申立ては、紛争の要点などを記載した申立書を提出する必要があります。書き方がわからない場合は、弁護士による法律相談を受けられる方がよろしいでしょう。

あっせん人は、申立人や相手方からていねいに事情を聞き、紛争の要点を把握した上で、紛争の解決に向けて話し合いをリードし、3回程度の期日で解決を図るよう努めます。

下に記したように費用はかかりますが、弁護士に依頼し、裁判で解決する場合に比べると低廉になっております。

当センターは、「親切」、「円満」、「早期」をモットーにトラブルの解決を目指しています。民事トラブルを抱えた人には身近な解決方法としてご活用頂けるものと思います。

<b>申立手数料</b> 10,000円（税別） <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→	<b>期日手数料</b> <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→ 当面の間、期日手数料無料
<b>成立手数料</b> 100万円以下 100万円超、300万円以下 300万円超、3,000万円以下 3,000万円超、3億円以下 3億円超	・・・・ 8万円 ・・・・ 5%+3万円 ・・・・ 3%+9万円 ・・・・ 2%+39万円 ・・・・ 1%+339万円
<b>算出のベース</b> <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額 <input type="checkbox"/> その他具体的に→	
<b>その他必要な費用</b>	

## 公益社団法人民間総合調停センター

当センターは、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関となることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加して設立した公益社団法人です。このような多種多様な参加団体と一緒にADR機関を設立したのは、全国で初めてで、ADR促進法に基づく法務大臣の認証も受けています。

司法関係者にとどまらず、紛争の内容に応じ、それぞれの専門分野の方々が和解あっせん人、仲裁人として関与することにより、公正、迅速、低費用で解決を得られることを目指して、「和解あっせん手続」と「仲裁手続」の二つの手続を実施していますので、是非ご利用ください。

なお、当センターでは、専門士業等による「申立補助制度」を実施しています。「申立補助制度」は、申立を希望する方に、専門士業等が申立書の書き方や必要書類のアドバイスをするもので、手数料は無料です（予約制）。

詳細は、当センターのHP (<https://minkanchotei.or.jp/>) をご覧いただくか、お電話でお問い合わせください（電話番号：06-6364-7644）。

<p><b>申立手数料</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p><b>期日手数料</b></p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ   <input type="checkbox"/> 申立人・相手方   <input checked="" type="checkbox"/> 不要</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>
<p>【一般事案】 1件につき、10,000円</p> <p>【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続・ハーグ条約に関する事案】 1件につき、合計30,000円 ①申立時に10,000円 ②相手方の応諾意思を確認できた後、残金20,000円</p> <p>【災害事案】 免除</p>	

**成立手数料**

【一般事案】 100万円未満 100万円以上200万円未満の場合 200万円以上500万円未満の場合 500万円以上1,000万円未満の場合 1,000万円以上5,000万円未満の場合 5,000万円以上1億円未満の場合 1億円以上1億5,000万円未満の場合 （以降、5000万円ごとに、250,000円を加算）	・ ・ ・ 15,000円 ・ ・ ・ 20,000円 ・ ・ ・ 30,000円 ・ ・ ・ 50,000円 ・ ・ ・ 100,000円 ・ ・ ・ 300,000円 ・ ・ ・ 500,000円
---	--

但し、事案により、成立手数料を30%の範囲で増減する場合があります。  
 【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続・ハーグ条約に関する事案】  
 一律10万円 但し、事案により、成立手数料を50%の範囲で増減する場合があります。  
 【災害事案】  
 一般事案の標準額の2分の1を基準とします。

算出のベース

紛争額                       解決額

その他具体的に→

**その他必要な費用**

【一般事案、災害事案】  
 鑑定又は出張する場合  
 鑑定費用：実費、交通費：実費、日当等：実費  
 【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続・ハーグ条約に関する事案】  
 通訳費・翻訳費：実費

## 京都弁護士会紛争解決センター

これまで紛争解決制度としては、裁判所による裁判や調停が唯一の方法でした。しかし、社会や人間関係が複雑化するに従い、そこに生起する紛争も複雑・多様化してきましたので、種々の紛争パターンに応じた紛争解決制度が求められるようになりました。また、簡易・迅速な紛争解決制度があれば、法律相談業務において相談事件の中で簡易・迅速な紛争解決に適する事件について、そのような制度を相談者の皆様に提示することができ、相談業務を一層充実、強化することになります。

そこで、京都弁護士会では2000年10月、民事紛争を簡易・迅速に解決する制度として「京都弁護士会仲裁センター」を発足させました。2007年4月より、名称を「京都弁護士会紛争解決センター」に変更しました。ADR法の認証も取得しており、時効中断効などの法上の効果も付与されました。京都駅前法律相談センターや、京丹後市の丹後法律相談センターでも手続きが利用可能です。管轄を限定するものでなく、京都府外の方でも広く利用できますので、皆様もぜひ御利用ください。

また、2020年度より「コロナ対応臨時Web調停」を設け、新型コロナウイルス感染症の流行下においても紛争解決手段を確保するために、申立から解決までの手続きをWeb上で行えるように規則を制定しました。

<b>申立手数料</b> 11,000円（税込） <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→	<b>期日手数料</b> <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→								
<b>成立手数料</b> （税別表示） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">成立額100万円以下の部分</td> <td style="width: 50%;">・・・ 成立額の8%（＋消費税）</td> </tr> <tr> <td>成立額100万円を超え300万円以下の部分</td> <td>・・・ 成立額の5%（＋消費税）</td> </tr> <tr> <td>成立額300万円を超え3000万円以下の部分</td> <td>・・・ 成立額の1%（＋消費税）</td> </tr> <tr> <td>成立額3000万円を超える部分</td> <td>・・・ 成立額の0.5%（＋消費税）</td> </tr> </table> ※申立人及び相手方で折半		成立額100万円以下の部分	・・・ 成立額の8%（＋消費税）	成立額100万円を超え300万円以下の部分	・・・ 成立額の5%（＋消費税）	成立額300万円を超え3000万円以下の部分	・・・ 成立額の1%（＋消費税）	成立額3000万円を超える部分	・・・ 成立額の0.5%（＋消費税）
成立額100万円以下の部分	・・・ 成立額の8%（＋消費税）								
成立額100万円を超え300万円以下の部分	・・・ 成立額の5%（＋消費税）								
成立額300万円を超え3000万円以下の部分	・・・ 成立額の1%（＋消費税）								
成立額3000万円を超える部分	・・・ 成立額の0.5%（＋消費税）								
<b>算出のベース</b> <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額 <input type="checkbox"/> その他具体的に→									
<b>その他必要な費用</b> 事件の審理のために必要な鑑定料、あっせん人・仲裁人及び専門委員の交通費及び日当等の費用									

## 兵庫県弁護士会紛争解決センター

取扱対象事件は、和解あっせんに適する民事事件一般です。離婚、相続などの家事事件もこの中に含まれます。なお、多重債務問題（サラ金、クレジットの債務整理など）については扱っておりません。

和解あっせん申立ては、法律相談を経た場合、または、弁護士が代理人となって申し立てる場合に限られます。

平成20年9月に、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づく法務大臣の認証を取得しました。

<b>申立手数料</b> 22,000円（税込） ただし、申立人が本会総合法律センターの有料相談を受け、その担当弁護士の紹介を得て申立てをした場合は、法律相談料相当額を減額する。  <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ → 利用について協定を結んでいる団体を通じて申込みがあった場合、申立手数料はその団体が負担する。	<b>期日手数料</b> <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要  <input type="checkbox"/> その他具体的に→								
<b>成立手数料</b> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">100万円以下の部分</td> <td style="width: 50%;">・・・ 8%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え300万円以下の部分</td> <td>・・・ 5%</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え3,000万円以下の部分</td> <td>・・・ 1%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超える部分</td> <td>・・・ 0.5%</td> </tr> </table>		100万円以下の部分	・・・ 8%	100万円を超え300万円以下の部分	・・・ 5%	300万円を超え3,000万円以下の部分	・・・ 1%	3,000万円を超える部分	・・・ 0.5%
100万円以下の部分	・・・ 8%								
100万円を超え300万円以下の部分	・・・ 5%								
300万円を超え3,000万円以下の部分	・・・ 1%								
3,000万円を超える部分	・・・ 0.5%								
<b>算出のベース</b> <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額 <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 原則として当事者折半。									
<b>その他必要な費用</b> 当事者は手続手数料以外の鑑定費用、交通費その他の和解あっせんに要する実費を、あっせん委員が定める額、納付時期及び負担割合に従い、紛争解決センターに支払う。									



## 和歌山弁護士会紛争解決センター

昨今、社会における人間関係の変化や紛争の複雑化を背景として、これらに対応できる、市民にとって身近で利用しやすい紛争解決手続きが求められています。

そこで、和歌山弁護士会では、相談から解決までを見通せる制度として2013年4月1日に「和歌山弁護士会紛争解決センター」を設立いたしました。2015年6月3日には、ADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。

「和歌山弁護士会紛争解決センター」では、経験豊かな弁護士があっせん人となり、公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。

取り扱う事案としては、広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象としています。例えばお金の貸し借り、隣地とのトラブル、離婚や相続など、さまざまな法律上のトラブルの解決にご利用いただけます。

「和歌山弁護士会紛争解決センター」への申立は、「弁護士が代理する」か、「弁護士による法律相談を経た上でその弁護士による紹介状を添付する」が必要になります。弁護士による法律相談については、和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか、和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。

申立の方法や、申立書、紹介状の書式は、和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので、そちらもご参照ください。

### 【最近の動き】

ADRを障害がある人にも利用しやすくするため、2017年から「障害者なんでもADR」を開始しました。

<p>申立手数料 11,000円（税込）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→</p> <p>成立手数料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">100万円以下の場合</td><td style="width: 50%; text-align: right;">・・・ 8%</td></tr> <tr><td>100万円を超え300万円の場合</td><td style="text-align: right;">・・・ 5%+30,000円</td></tr> <tr><td>300万円を超え3,000万円の場合</td><td style="text-align: right;">・・・ 1%+150,000円</td></tr> <tr><td>3,000万円を超える場合</td><td style="text-align: right;">・・・ 0.5%+300,000円</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">※いずれも税別。</p> <p>算出のベース <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額 <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 原則として当事者間で折半してお支払いいただきます。</p>	100万円以下の場合	・・・ 8%	100万円を超え300万円の場合	・・・ 5%+30,000円	300万円を超え3,000万円の場合	・・・ 1%+150,000円	3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%+300,000円	<p>期日手数料</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>
100万円以下の場合	・・・ 8%								
100万円を超え300万円の場合	・・・ 5%+30,000円								
300万円を超え3,000万円の場合	・・・ 1%+150,000円								
3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%+300,000円								
<p>その他必要な費用 事件の審理に必要な鑑定料、旅費等が発生した場合はその実費を当事者にご負担いただきます。</p>									

## 広島弁護士会仲裁センター

弁護士が「あっせん・仲裁人」となり、申立人と相手方の言い分をよく聞いたうえで、公平・中立な立場から、妥当な解決を図れるようアドバイスしたり仲裁判断をして、できるだけ短時間でトラブルを解決します。

事案の種類は問いません。各種の事故の損害賠償、金銭トラブル、家庭内のトラブル、相続問題、従業員の解雇をめぐるトラブルなど、様々なトラブルの解決に幅広く利用できます。平成22年1月より新たに医療ADRが設置され、医療をめぐる紛争も扱うようになりました。

相手方があっせん・仲裁に応じると、3回程度の期日（期間にして3ヶ月程度）で解決するように努力します。期間が短い分、1回の期日ごとに十分な時間をかけて双方の言い分をよく聞きます。

費用は申立てに10,000円（税別）、解決時に成立手数料をお支払いいただきます。

<p>申立手数料 10,000円（税別）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→</p> <p>成立手数料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">100万円未満の場合</td><td style="width: 50%; text-align: right;">・・・ 8%（ただし、最低額は50,000円。）</td></tr> <tr><td>100万円以上300万円未満の場合</td><td style="text-align: right;">・・・ 5%+30,000円</td></tr> <tr><td>300万円以上3,000万円未満の場合</td><td style="text-align: right;">・・・ 1%+150,000円</td></tr> <tr><td>3,000万円以上の場合</td><td style="text-align: right;">・・・ 0.5%+300,000円</td></tr> </table> <p>算出のベース <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額 <input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>	100万円未満の場合	・・・ 8%（ただし、最低額は50,000円。）	100万円以上300万円未満の場合	・・・ 5%+30,000円	300万円以上3,000万円未満の場合	・・・ 1%+150,000円	3,000万円以上の場合	・・・ 0.5%+300,000円	<p>期日手数料</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>
100万円未満の場合	・・・ 8%（ただし、最低額は50,000円。）								
100万円以上300万円未満の場合	・・・ 5%+30,000円								
300万円以上3,000万円未満の場合	・・・ 1%+150,000円								
3,000万円以上の場合	・・・ 0.5%+300,000円								
<p>その他必要な費用 審理のため必要な鑑定料、旅費交通費等の実費</p>									



## 山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口

### 【山口県弁護士会仲裁センター】

山口県弁護士会仲裁センターでは、当会の会員の弁護士が仲裁人となって、申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いによる問題解決（和解）を目指すものです。お金の貸し借りや借地・借家のトラブル、交通事故の損害賠償、建築をめぐるトラブル、離婚問題、遺産問題、境界、日照など、隣人間のトラブル、解雇・セクハラ問題など、さまざまな事案に幅広くご利用できます。また、事案によっては、弁護士である仲裁人のほか、医師、歯科医師、行政書士、不動産鑑定士、建築士、社会保険労務士、土地家屋調査士などの専門家が弁護士と共同して和解のあっせんや仲裁を行います。申立てには弁護士からの紹介状が必要になりますので、まずは、最寄りの法律相談センターにて弁護士とご相談ください【事前予約制：0570-064-490（←県内法律相談センター統一電話番号）】。

### 【行政仲裁センター山口】

行政仲裁センター山口では、地方公共団体と住民などとの間で生じた紛争について、弁護士が仲裁人として関与し、話し合いによる解決を促します。山口県弁護士会との間で協定を締結している地方公共団体については、山口県弁護士会ホームページをご覧ください。

<b>申立手数料</b> 10,000円 <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 行政仲裁センター山口では、自治体が負担。	<b>期日手数料</b> 5,000円 <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 行政仲裁センター山口では、自治体が負担（20,000円）。								
<b>成立手数料</b> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">100万円以下の場合</td> <td style="width: 50%;">・・・ 8%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え300万円以下の場合</td> <td>・・・ 5%+3万円</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え3,000万円以下の場合</td> <td>・・・ 1%+15万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超える場合</td> <td>・・・ 0.5%+30万円</td> </tr> </table>		100万円以下の場合	・・・ 8%	100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%+3万円	300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1%+15万円	3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%+30万円
100万円以下の場合	・・・ 8%								
100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%+3万円								
300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1%+15万円								
3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%+30万円								
<b>算出のベース</b> <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額 <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 原則、当事者双方で折半。									
<b>その他必要な費用</b> 実費がかかる場合は、その利益を受ける当事者（双方の利益のために行われた場合は折半）で実費額を負担。									

## 岡山弁護士会 岡山仲裁センター &行政仲裁センター岡山&医療仲裁センター岡山

### 『岡山仲裁センター』

岡山仲裁センターでは、弁護士が仲裁人となって当事者の話し合いによる紛争解決のお手伝いをします。当事者が自主的に紛争を解決する能力を発揮できるようにサポートすることによって、法的に妥当だけでなく、当事者の心情にあった解決を目指します。また、事案によっては、建築士、税理士、不動産鑑定士、カウンセラー、土地家屋調査士、社会保険労務士、司法書士の方にも仲裁人に加わっていただくことも可能です。

ZOOM等のWEB会議システムを利用した、リモート仲裁も実施しております。

大規模災害に関連する民事上の紛争については、利用者の負担軽減を図るため、弁護士が申立をサポートし、また、申立手数料と期日手数料を無料（成立手数料は通常の半額）とする『災害ADR』制度を創設しました（新型コロナウイルス感染症拡大に起因する事件についても、災害ADRで対応可能です）。

### 『行政仲裁センター岡山』

行政仲裁センター岡山は、自治体と住民などとの間に生じた行政紛争を専門に扱う仲裁センターです。仲裁人が自治体の地区内へ赴いて、自治体・住民・仲裁人の三者が話し合いによって問題を解決（和解）するよう努力しています。当事者の合意があれば、仲裁判断も行います。申立手数料と期日手数料は自治体負担します。

### 『医療仲裁センター岡山』

医療仲裁センター岡山は、医療機関側と患者側との間で生じたトラブルを専門に扱う仲裁センターです。事案によっては、中立の立場の医師も弁護士と共に仲裁人として和解のあっせんに加わります。また、医学上の専門的知見が必要な場合、複数の専門医（医療専門員）から意見を述べてもらうこともあります。

<b>申立手数料</b> 10,000円（税別） <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 行政仲裁センター岡山は、自治体負担。医療仲裁センター岡山では、患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合、医療機関側負担。	<b>期日手数料</b> 5,000円（税別）（行政仲裁センター岡山・医療仲裁センター岡山は10,000円（税別）） <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input checked="" type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 行政仲裁センター岡山は、自治体負担。医療仲裁センター岡山では、患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合、医療機関側負担。								
<b>成立手数料</b> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">100万円以下の場合</td> <td style="width: 50%;">・・・ 8%+消費税</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え300万円以下の場合</td> <td>・・・ 5%+3万円+消費税</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え3,000万円以下の場合</td> <td>・・・ 1%+15万円+消費税</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超える場合</td> <td>・・・ 0.5%+30万円+消費税</td> </tr> </table>		100万円以下の場合	・・・ 8%+消費税	100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%+3万円+消費税	300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1%+15万円+消費税	3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%+30万円+消費税
100万円以下の場合	・・・ 8%+消費税								
100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%+3万円+消費税								
300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1%+15万円+消費税								
3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%+30万円+消費税								
<b>算出のベース</b> <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額 <input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→ 原則として、当事者双方折半。									
<b>その他必要な費用</b> 調査手数料等として実費が発生する場合があります。									



## 愛媛弁護士会紛争解決センター

四国で初めての弁護士会ADRとして、平成18年8月7日に開設されました。短期間に、合理的な費用で、公正でお互いが満足できるような解決を支援することをモットーとしています。

当センターでは、当会所属弁護士の約4割が調停人候補者として名簿登録しており、経験豊かな弁護士が、当事者自らがトラブルを解決しようとする力を手助けし、柔軟な解決を手助けいたします。

また、平成22年3月からは、複数人の医療問題に詳しい弁護士を調停人とした医療ADRも開始いたしました。

原則として、申立てには弁護士による法律相談を経て、紹介状が必要となりますが、金融機関等との紛争に関しては、不要となります。

<p>申立手数料 22,000円</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→</p> <p style="text-align: center;">JAバンク相談所に申立てをし た場合は申立手数料はJAバン ク相談所もちとなります。</p>	<p>期日手数料</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>
<p>成立手数料</p> <p>100万円までの場合</p> <p>100万円を超え300万円までの場合</p> <p>300万円を超え3,000万円までの場合</p> <p>3,000万円を超える場合</p>	<p>・・・ 8%（但し、5万円を下限とする。）</p> <p>・・・ 5%+3万円</p> <p>・・・ 1%+15万円</p> <p>・・・ 0.5%+30万円</p>
<p>算出のベース</p> <p><input type="checkbox"/> 紛争額</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 解決額</p> <p>その他具体的に→</p>	
<p>その他必要な費用</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>調停手続に、別途、実費として費用がかかる場合があります（速記、通訳、鑑定、翻訳等の費用、23条照会を利用した利用料、調停人、専門委員がセンター外に出張した時の旅費、宿泊費等の実費）。</p>

## 福岡県弁護士会紛争解決センター & 北九州法律相談センター & 久留米法律相談センター

福岡県弁護士会紛争解決センターでは、お金の貸し借りや各種事故の損害賠償請求、家庭内のもめごとやご近所とのいざこざ、相続問題、従業員の解雇をめぐるトラブル、不動産の明渡請求、欠陥住宅問題や医療事故問題等、あらゆる紛争を迅速に解決することを目標にしています。

当センターに対し紛争解決の申立をしていただくためには、弁護士による法律相談の後、申立書をご提出いただく必要がありますが、申立書は、福岡県弁護士会が県内各地に設置している法律相談センターなどに備えつけてあり、誰でも簡単に記入することができるようになっています。申立書の受付など事務取扱は、現在、天神弁護士センター（092-741-3208番）、北九州法律相談センター（093-561-0360番）、久留米法律相談センター（0942-30-0144番）の3カ所で行っています。あっせん・仲裁人はすべて弁護士で、福岡県弁護士会に所属するベテラン弁護士を中心に構成されています。

平成21年10月からスタートした医療ADRでは、患者側の事情に通じたあっせん・仲裁人1名、医療機関側の事情に通じたあっせん・仲裁人1名を加え、原則合計3名で対応することになっています。

また平成23年3月29日付で法務大臣からの認証を受けたことに伴い、一定の条件の下での時効中断効や調停前置主義が原則とされる訴訟（賃料増減額請求訴訟、離婚等の人事訴訟）において、調停を経ることなく訴訟を提起できるという効果が付与されました。

さらに当会と協定書を締結している金融機関を相手とする紛争については、金融機関があっせん・仲裁人の提示する特別調停案を受諾する義務を負担することを主な特色とする金融ADRの運用も開始しております。

弁護士以外の専門家の助言を要する場合は、そのような専門家の協力を得ることもできます。当センターは、早くそして適正に紛争を解決したいという市民の皆様のご希望に添いたいと心から考えています。どうぞお気軽にご相談ください。

<p><b>申立手数料</b> 11,000円（ただし、申込者の資力によっては、猶予・減額・免除の規定あり。またあっせん期日が一度も開催されず終了したときは半額を申立人に返する）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→ 災害ADRは無料</p>	<p><b>期日手数料</b></p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>
<p><b>成立手数料</b> 100万円以下の場合 100万円を超え300万円以下の場合 300万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超える場合</p> <p><b>算出のベース</b> <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他具体的に→</p>	<p>・・・ 8.8% ・・・ 5.5%+33,000円 ・・・ 1.1%+165,000円 ・・・ 0.55%+330,000円</p> <p>あっせん・仲裁人弁護士の判断で30%の範囲で増減することができる。原則として申込者と相手方とで折半。ただし、申立人、相手方の資力によっては免除の規定あり。</p>
<p><b>その他必要な費用</b> あっせん・仲裁手続に要した鑑定、出張費用等の実費を負担していただく場合あり。</p>	

## 熊本県弁護士会紛争解決センター

当センターは、平成21年8月20日から活動を開始しました。当会の会員弁護士があっせん人となって、公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き、話し合いによる紛争の解決を目的としています。3回程度の期日で解決することを目指しています。

当センターでは、災害に起因する紛争を取り扱う災害ADRも設置しています。災害ADRは、現在、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨に起因する紛争に適用されており、申立手数料を無料とし、成立手数料についても一定の減額を行っています。

また、全てのADR手続きにおいて、当センターの弁護士が申立人（紛争解決手続の利用を申し込まれた方）の言い分を聞き、申立書を代わりに作成する「申立サポート制度」、同様に当センターの弁護士が相手方（紛争解決手続の相手方として申立人が申し込まれた方）の言い分を聞き、答弁書を代わりに作成する「応諾サポート制度」があり、皆様に利用しやすい制度となっています。

熊本のみなさまの笑顔を取り戻すため、様々なトラブルについて解決するようお手伝いをさせていただきたいと考えております。トラブルでお悩みの方は、当センターにお気軽にお問い合わせ下さい。

<p><b>申立手数料</b> 11,000円(消費税込)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>	<p><b>期日手数料</b></p> <p><input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>
<p><b>成立手数料</b> 100万円以下の場合 100万円を超え、300万円以下の場合 300万円を超え、3,000万円以下の場合 3,000万円を超える場合</p> <p><b>算出のベース</b> <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額</p> <p><input type="checkbox"/> その他具体的に→</p>	<p>・・・ 8% ・・・ 5%+3万円 ・・・ 1%+15万円 ・・・ 0.5%+30万円</p> <p>※別途消費税が加算されます。</p>
<p><b>その他必要な費用</b> 鑑定費用、交通費、その他の和解あっせんに要する実費</p>	

## 鹿児島県弁護士会紛争解決センター

当センターは、平成19年10月1日から業務を開始しました。市民の身の回りに起こったトラブルについて何とか解決したい、裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった市民の要望に応えるため当センターは設立されました。経験を積んだ弁護士が調停人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で、和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士、施工業者、税理士等の専門家も協力します。

審理期日は3回程度で、3ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は、まず弁護士による法律相談をお受け下さい。

なお、人身事故を中心とした交通事故に関しては、当センターとは別の組織として、日弁連交通事故相談センター鹿児島県支部があります。経験を積んだ弁護士が相談・示談あっせん等を行っています（交通事故相談センターは原則、無料です）。

申立手数料 20,000円（税別） <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→	期日手数料 <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→
成立手数料 原則として下記のとおり解決額に応じて算出されます。 （紛争の価額） 金100万円以下の場合 …経済的利益の額の8%の額 金100万円を超え金300万円以下の場合 …経済的利益の額の5%に金3万円を加えた額 金300万円を超え金3000万円以下の場合 …経済的利益の額の1%に金15万円を加えた額 金3000万円を超える場合 …経済的利益の額の0.5%に金30万円を加えた額	
算出のベース <input type="checkbox"/> 紛争額 <input checked="" type="checkbox"/> 解決額 <input type="checkbox"/> その他具体的に→	
その他必要な費用	

## 沖縄弁護士会紛争解決センター

沖縄弁護士会紛争解決センターは平成23年12月に運用を開始しました。15年程度以上の豊富な経験を有する弁護士があっせん委員となって、申立人・相手方の両当事者から話しを十分にうかがい、紛争解決に向けたお手伝いを行います。申立を受け付けると、速やかに相手方に対して、あっせんに参加するよう積極的に働きかけを行い、ご希望があれば、夜間、休日に期日を設定するなど、利用者の皆さんが使いやすいような運用を心がけています。

なお、当センターに申立てを行う際には、弁護士が代理人となるか、弁護士による法律相談を受けて頂き、紹介状を書いてもらう必要があります。これは、裁判による解決が相応しい事案か、話し合いによる解決が相応しい事案かを検討するためのものです。当センターの利用をお考えの場合は法律相談の際にお気軽にお尋ねください。

申立手数料 11,000円（消費税込） <input checked="" type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> その他具体的に→	期日手数料 <input type="checkbox"/> 申立人のみ <input type="checkbox"/> 申立人・相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他具体的に→
成立手数料 100万円以下の場合 …… 8% 100万円を超え300万円以下の場合 …… 5%+3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 …… 1%+15万円 3,000万円を超える場合 …… 0.5%+30万円 ※和解が成立した場合は、経済的利益の額に応じて上記の成立手数料を負担いただきます。	
算出のベース <input checked="" type="checkbox"/> 紛争額 <input type="checkbox"/> 解決額 <input type="checkbox"/> その他具体的に→	
その他必要な費用	

## センターの住所・電話番号一覧

### ◇札幌弁護士会紛争解決センター(H17. 10. 25)

住所 〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階  
TEL 011-251-7730  
URL <http://www.satsuben.or.jp/>  
アクセス 地下鉄東西線「西11丁目」駅より徒歩2分 4番出口より北へ200m  
受付時間 月～金曜日 9:00～12:00, 13:00～16:00 (祝日を除く)

### ◇仙台弁護士会紛争解決支援センター(H18. 4. 3)

住所 〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館内  
TEL 022-223-1005 FAX 022-261-5945  
URL <http://www.senben.org/>  
アクセス JR「仙台」駅より徒歩10分  
受付時間 月～金曜日 10:00～15:00 (祝日を除く)

### ◇福島県弁護士会示談あっせんセンター(H20. 1. 21)

住所 〒960-8115 福島市山下町4-24  
TEL 024-534-2334 FAX 024-536-7613  
URL <http://f-bengoshikai.com/>  
アクセス 福島交通市内循環バス「桜の聖母短期大学」バス停下車  
受付時間 月～金曜日 13:00～16:00 (祝日を除く)

### ◇山形県弁護士会示談あっせんセンター(H19. 1. 18)

住所 〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階  
TEL 023-635-3648  
URL <http://www.yamaben.or.jp/>  
アクセス 山形交通「山形市役所前」バス停下車4分  
受付時間 月～金曜日 10:00～16:00 (祝日を除く)

### ◇岩手弁護士会紛争解決センター(H30. 10. 1)

住所 〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号 岩手県産業会館本館(サンビル)2階  
TEL 019-651-5095  
URL <http://www.iwateba.jp/adr>  
アクセス JR「盛岡」駅より徒歩20分  
受付時間 月～金 : 10:00～16:00 (祝日を除く)

### ◇東京弁護士会紛争解決センター(H6. 6. 17)

住所 〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階  
TEL 03-3581-0031 FAX 03-3581-0865  
URL <https://www.toben.or.jp/>  
アクセス 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分 B1-b出口直結  
受付時間 月～金曜日 9:30～16:00 (祝日を除く)

### ◇第一東京弁護士会仲裁センター(H7. 4. 14)

住所 〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階

TEL 03-3595-8588  
URL <http://www.ichiben.or.jp/>  
アクセス 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分 B1-b 出口直結  
受付時間 月～金 10:00～12:00, 13:00～16:00 (祝日を除く)

◇第二東京弁護士会仲裁センター(H2. 1. 18)

住所 〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9階  
TEL 03-3581-2249  
URL <http://www.niben.jp/>  
アクセス 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分 B1-b 出口直結  
東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅 C1 出口より徒歩約3分  
東京メトロ有楽町線「桜田門」駅 5 番出口より徒歩約5分  
受付時間 月～金曜日 9:30～12:00, 13:00～17:00 (祝日を除く)  
※現在営業時間を 10:00～12:00 13:00～16:00 に短縮しています (2021年6月末時点)。

◇神奈川県弁護士会紛争解決センター(H7. 3. 1)

住所 〒231-0021 横浜市中区日本大通 9  
TEL 045-211-7716  
URL <http://www.kanaben.or.jp/>  
アクセス JR「関内」駅南口, 市営地下鉄「関内」駅 1 番出口より徒歩10分  
みなとみらい線「日本大通り」駅 1 番出口より徒歩1分  
受付時間 月～金曜日 10:00～12:00, 13:00～17:00 (土日祝日を除く)

◇埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(H7. 10. 1)

住所 〒336-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-2-1 浦和高砂パークハウス 1階  
TEL 048-710-5666 FAX 048-837-2898  
URL <http://www.saiben.or.jp/>  
アクセス JR「浦和」駅西口より徒歩14分  
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)

◇千葉県弁護士会紛争解決支援センター(R1. 10. 1)

住所 〒260-0013 千葉市中央区中央 4 丁目 13 番 9 号  
TEL 043-227-8431  
URL <https://www.chiba-ben.or.jp/adr/>  
アクセス JR「千葉」駅より徒歩15分  
受付時間 月～金曜日 9:00～12:00, 13:00～17:00 (祝日を除く)

◇栃木県弁護士会紛争解決センター(H28. 9. 1)

住所 〒330-0845 栃木県宇都宮市明保野町 1-6  
TEL 028-689-9000  
URL <http://tochiben.com/>  
アクセス JR「南宇都宮駅」駅より徒歩15分  
関東バス「ハローワーク」停留所より徒歩1分  
受付時間 月～金曜日 9:00～12:00, 13:00～17:00 (祝日を除く)

◇群馬弁護士会紛争解決センター(H24. 8. 31)

住所 〒371-0026 前橋市大手町三丁目 6 番 6 号

TEL 027-234-9321 FAX 027-234-7425  
URL <https://gunben.or.jp/>  
アクセス 群馬県庁より徒歩 10 分  
受付時間 月～金曜日 9:00～12:00, 13:00～17:00 (祝日を除く)

◇静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(H19. 3. 12)

住所 〒420-0853 静岡市葵区追手町 10-80 静岡地方裁判所本庁構内静岡県法律会館内  
TEL 054-252-0008 FAX 054-252-7522  
URL <https://www.s-bengoshikai.com/>  
アクセス JR「静岡」駅から徒歩 20 分  
受付時間 月～金曜日 10:00～12:00, 13:00～16:30 (祝日を除く)

◇山梨県弁護士会民事紛争解決センター(H14. 6. 1)

住所 〒400-0032 甲府市中央 1-8-7 弁護士会館内  
TEL 055-235-7202 FAX 055-235-7204  
URL <http://www.yama-ben.jp/>  
アクセス JR「甲府」駅南口より徒歩 15 分  
受付時間 月～金曜日 9:30～17:00 (祝日を除く)

◇長野県弁護士会紛争解決センター(H27. 7. 3)

住所 〒380-0872 長野市妻科 432  
TEL 026-232-2104  
URL <http://nagaben.jp/>  
アクセス JR「長野」駅より徒歩 18 分  
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日, 年末年始, お盆期 間を除く)

◇新潟県弁護士会示談あっせんセンター(H5. 7. 1)

住所 〒951-8126 新潟市中央区学校町通一番町 1 番地  
電話 025-222-5533 FAX 025-223-2269  
URL <http://www.niigata-bengo.or.jp/>  
アクセス バス「市役所前」停留所より徒歩 4 分  
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日を除く)

◇愛知県弁護士会紛争解決センター(H9. 4)

住所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-4-2 愛知県弁護士会館 2 階  
TEL 052-203-1777  
URL <https://www.aiben.jp/>  
アクセス 地下鉄名城線「市役所」下車 西へ徒歩 7 分  
地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」下車 北へ徒歩 5 分  
受付時間 月～金曜日 10:00～16:00 (祝日を除く)

◇愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

住所 〒444-0804 岡崎市明大寺町字道城ヶ入 34 番地 10  
TEL 0564-54-9449  
URL <https://www.aiben.jp/>  
アクセス 名鉄バス「岡崎警察署前」停留所より徒歩 3 分  
受付時間 月～金曜日 10:00～16:00 (祝日を除く)



◇岐阜県弁護士会示談斡旋センター(H10. 3. 19)

住所 〒500-8811 岐阜市端詰町 22  
TEL 058-265-0020 FAX 058-265-4100  
URL <http://www.gifuben.org/>  
アクセス JR「岐阜」駅より徒歩 25 分。市営バス「市民会館裁判所前」下車徒歩 3 分  
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)

◇金沢弁護士会紛争解決センター(H23. 4. 1)

住所 〒920-0937 金沢市丸の内 7 番 36 号  
TEL 076-221-0242 FAX 076-222-0242  
URL <http://www.kanazawa-bengo.com/>  
アクセス バス「橋場町」停留所より徒歩 7 分  
受付時間 月～金曜日 10:00～17:00 (祝日を除く)

◇富山県弁護士会紛争解決センター(H20. 4. 1)

住所 〒930-0076 富山市長柄町 3-4-1  
TEL 076-421-4811  
URL <http://tomiben.jp/>  
アクセス 富山駅より車で約 10 分 富山地方裁判所の通りにあります。  
受付時間 月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時 (祝日を除く)

◇公益社団法人民間総合調停センター(H21. 3. 2)

住所 〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 1 階  
TEL 06-6364-7644  
URL <http://minkanchoitei.or.jp/>  
アクセス 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1)から徒歩約 5 分  
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1 番出口から徒歩約 10 分  
地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26 号階段から徒歩約 7 分  
JR 東西線「北新地駅」下車 徒歩約 15 分  
受付時間 月～金 : 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日, 年末年始を除く)

◇京都弁護士会紛争解決センター(H12. 10. 1)

住所 〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会館  
TEL 075-231-2378  
URL <http://kyoto-adr.jp/>  
アクセス 地下鉄「丸太町」駅より東へ徒歩 7 分  
京阪「神宮丸太町」駅より西へ徒歩 10 分  
受付時間 平日 9 : 30～12 : 00, 13 : 00～16 : 30  
和解あっせん・仲裁の実施時間 原則として弁護士会館の開館日 10 : 00～17 : 00

◇兵庫県弁護士会紛争解決センター(H13. 1. 19)

住所 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー13 階  
TEL 078-341-8227 FAX 078-341-1779  
URL <http://www.hyogoben.or.jp/>  
アクセス JR「神戸」駅より徒歩 3 分  
受付時間 月～金 10:00～12:00, 13:00～16:00 (祝日, その他閉館日を除く)

◇奈良弁護士会仲裁センター(H14.6.3)

住所 〒630-8237 奈良市中筋町 22-1  
TEL 0742-22-2035  
URL <http://www.naben.or.jp/>  
アクセス 近鉄「奈良」駅より徒歩5分  
受付時間 月～金曜日 9:30～12:00, 13:00～16:00 (祝日を除く)

◇滋賀弁護士会和解あっせんセンター(H23.7.1)

住所 〒520-0051 大津市梅林 1-3-3  
TEL 077-522-2013  
URL <http://www.shigaben.or.jp/>  
アクセス JR 大津駅より徒歩1分  
受付時間 月～金曜日 9:00～12:00, 13:00～16:00 (祝日を除く)

◇和歌山弁護士会紛争解決センター(H25.4.1)

住所 〒640-8144 和歌山市四番丁 5  
TEL 073-422-4580  
URL <http://www.wakaben.or.jp/>  
アクセス 和歌山バス乗車「公園前」バス停下車徒歩5分 (JR 和歌山駅からは②番・③番乗り場, 南海和歌山市駅からは⑧番・⑩番乗り場)  
受付時間 月～金曜日 9:00～12:00, 13:00～17:00 (祝日を除く)

◇広島弁護士会仲裁センター (はなしあいサポートセンター) (H6.6.17)

住所 〒730-0011 広島市中区基町 6 番 27 号 そごうデパート新館 6 階  
紙屋町法律相談センター  
TEL 082-225-1600  
URL <http://www.hiroben.or.jp/>  
アクセス 広島電鉄「紙屋町西」駅下車  
バス「広島バスセンター」又は「紙屋町」停留所下車  
アストラムライン「県庁前」下車  
受付時間 月～日曜日：9：30～16：00 (そごうデパート新館休館日を除く)

◇山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口(H23.12.1)

住所 〒753-0045 山口市黄金町 2-15  
TEL 0570-064-490 FAX 083-928-2220  
URL <http://www.yamaguchikenben.or.jp/index.html>  
アクセス JR「山口」駅より徒歩5分  
受付時間 月～金曜日 10:00～17:00 (祝日を除く)

◇岡山弁護士会岡山仲裁センター(H9.3.1), 行政仲裁センター岡山(H19.3.1), 医療仲裁センター岡山(H21.9.1)

住所 〒700-0807 岡山市北区南方 1-8-29  
TEL 086-223-4401  
URL <http://okaben.or.jp/>  
アクセス JR「岡山」駅から路線バス「番町口」下車徒歩1分  
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)

◇石見法律相談センター(H12. 10. 1) (現在は活動を休止しています。)

◇愛媛弁護士会紛争解決センター(H18. 8. 7)

住所 〒790-0003 松山市三番町 4-8-8  
TEL 089-941-6279 FAX 089-941-4110  
URL <http://www.ehime-ben.or.jp/>  
アクセス 伊予鉄道「松山市」駅より 徒歩 8 分  
受付時間 月～金曜日 10:00～12:00, 13:00～16:00 (祝日を除く)

◇福岡県弁護士会紛争解決センター(天神弁護士センター)(H14. 12. 20)

住所 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 2 階  
TEL 092-741-3208  
URL <http://www.fben.jp/>  
アクセス 地下鉄「天神」駅より徒歩 9 分  
受付時間 月～金曜日 10:00～16:00 (祝日を除く)

◇福岡県弁護士会紛争解決センター(北九州法律相談センター)(H14. 12. 20)

住所 〒803-0816 北九州市小倉北区金田 1-4-2 福岡県弁護士会北九州部会内  
TEL 093-561-0360  
URL <http://www.fben.jp/>  
アクセス JR 鹿児島本線「小倉」駅よりバス 15 分  
受付時間 月～金 10:00～16:00 (祝日を除く)

◇福岡県弁護士会紛争解決センター(久留米法律相談センター)(H18. 7. 3)

住所 〒830-0021 久留米市篠山町 11-5 筑後弁護士会館内  
TEL 0942-30-0144  
URL <http://www.fben.jp/>  
アクセス 西鉄「久留米」駅よりバス 5 分, バス停「久留米市役所前」下車 徒歩 1 分  
受付時間 月～金曜日 10:00～16:00 (祝日を除く)

◇熊本県弁護士会紛争解決センター(H21. 8. 20)

住所 〒860-0078 熊本市京町 1-13-11  
TEL 096-325-0913  
URL <http://www.kumaben.or.jp/>  
アクセス バス停「裁判所前」下車 徒歩 1 分  
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)

◇鹿児島県弁護士会紛争解決センター(H19. 10. 1)

住所 〒892-0815 鹿児島市易居町 2-3  
TEL 099-226-3765 FAX 099-223-7315  
URL <https://www.kben.jp/>  
アクセス 市電「水族館口」もしくは「市役所前」電停より徒歩 3 分  
受付時間 月～金: 10:00～12:00 13:00～16:00 (祝日を除く)

◇沖縄弁護士会紛争解決センター(H23. 12. 7)

住所 〒900-0014 那覇市松尾 2-2-26-6

TEL 098-865-3737 FAX 098-865-3636

URL <http://www.okiben.org/>

アクセス バス 市外線「松尾」より徒歩 5 分, 市内線「松尾 2 丁目」より徒歩 10 分  
ゆいれーる 「県庁前駅」より徒歩 12 分

受付時間 月～金曜日 9:00～12:00, 13:00～17:00 (祝日を除く)